

特別養護老人ホーム豊治共愛の里 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共愛会が開設する特別養護老人ホーム豊治共愛の里短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特別養護老人ホーム豊治共愛の里短期入所生活介護事業所
- ② 所在地 名古屋市中川区水里5丁目757番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者（施設長） 常勤1名（豊治共愛の家の管理者と兼務）

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、従業者を指導監督する。

- ② 医師 1名以上

医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

- ③ 生活相談員 常勤1名以上

生活相談員の職務は、入退居における面接手続き事務等と入居者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事とする。

④ 介護職員・看護職員

介護職員又は看護職員 常勤換算方法で合計20名以上（常時1名以上、常勤の介護職員を配置する。また、昼間については、ユニットごとに常時1名以上配置する。夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上配置する。）

介護職員の職務は、入居者の日常生活の介護・相談及び援助とする。

看護職員 常勤換算方法で3名以上（うち1名以上は常勤の者とする。）

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

看護職員の職務は、入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理とする。

⑤ 管理栄養士 常勤1名以上（豊治共愛の家と兼務）

管理栄養士の職務は、各入居者の栄養状態にあった食事の管理及び栄養指導とする。

⑥ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

⑦ 介護支援専門員 常勤1名以上（豊治共愛の家と兼務）

介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や調査に関すること、施設サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

⑧ 事務員 1名以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

⑨ 調理員 2名以上（豊治共愛の家と兼務）

調理員の職務は、入居者に提供する食事の調理業務とする。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

① 併設利用型 6名

② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員54名以内

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容）

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

② 日常生活動作の機能訓練

③ 健康チェック

④ 送迎

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料等）

第7条 事業所が指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 次条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額とする。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 150円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 300円

3 その他の費用

事業所は前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- ② 滞在費（ユニット型個室）… 1日あたり **2,066**円とする
- ③ 食費 … 1日あたり 1,445円（朝食300円、昼食645円、夕食500円）とする。
- ③利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 … 実費
- ④前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用 … 保険証類等保管料600円(1月あたり)
コンセント(嗜好品)使用料20円(1日あたり)

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に関するサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、名古屋市全般及び津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡蟹江町・大治町並びに飛島村とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は次各号に定める事項に留意しなければならない。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族・居宅介護支援事業所等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

(身体拘束の制限)

第13条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待の発生又はその再発の防止)

第14条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。
- ④ 上記①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

(秘密の保持)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得る。

(苦情の処理)

第16条 事業所は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、受付担当者・解決責任者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他

必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年2回

2 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人共愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成16年12月15日から施行する。

この規程は、平成17年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規定は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年10月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 8月 1日から施行する。